

定時決定で留意点は

例年4月昇給を7月に

問

例年4月昇給で同月分の支払いから反映させていますが、労使交渉に時間がかかっているなど諸般の事情で、7月分から昇給・支払いする運びとなりました。標準報酬月額の定時決定で注意事項はありますか。

特段考慮なく通常どおりに

答

標準報酬月額の定時決定は、原則、7月1日に使用する全被保険者を対象に、現実に4～6月の3ヶ月間に受けた報酬に基づいて決定します（健保法41条）。ご質問のケースでは、実際に昇給分が支払われる始めるのが7月であるため、昇給前の4～6月の従前の報酬をベースに通常どおり定時決定を行います。ここで決まった標準報酬月額から昇給によって2等級以上変動する場合に、固定的賃金に変動があったとして改めて7～9月の報酬で随時改定を行い、10月から新たな標準報酬月額が適用されることとなります。なお、支払いは7月以降でも4～6月に遡って昇給を発生させるような場合には、変動が反映された月（差額調整が行われた月）を起算月として、それ以後継続した3ヶ月間に受けた報酬を基礎として、保険者算定による随時改定を行います（令3.4.1事務連絡）。